

議会運営委員会

平成18年12月18日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄

○里川宜志子

松田 正

浦野 圭司

三木 誓士

中西 和夫

中川議長

2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 三木委員、中西委員

委員長

おはようございます。

委員の皆さんにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開催いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

本日の会議録署名委員に、三木委員、中西委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事はレジメに記載のとおりであります。1. 協議事項（1）平成18年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

初めに、本定例会初日に本会議から付託を受けました①付託議案、議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてを議題と致します。本議案については、各常任委員会で所管する条例改正部分の説明がされ、一定の了承が得られていると思いますが、そうしたことも踏まえ審議を進めてまいりたいと思います。また、継続審査の②附属機関等の委員選出基準等の見直しについても、相互に関連いたしますので、一括議題として進めていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議案第61号および継続審査の②附属機関等の委員選出基準等の見直しについても、あわせて審議をしていくことと致します。

本日、理事者の出席を求めていますので、提案説明を受けることと致します。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてを説明させていただきます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本条例につきましては、前回の11月29日開催の当議会運営委員会で説明をさせていただきました審議会等附属機関等の見直し結果の内容のうち、手続きとして改正が必要な審議会等に係る条例につきまして、一括して改正を行なおうとするものでございます。また、本日は、資料といたしまして「審議会等附属機関等の見直し結果について」というA3の資料と、もう1枚「参考資料」としてA4のものを2つ用意させていただいております。議案の説明に入ります前に、若干のお時間をいただきまして、「審議会等附属機関等の見直し結果について」と題しました資料につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。この資料につきましては、前回お示しをいたしました資料に、当委員会でいただきましたご意見に沿った形で修正をさせていただいたものでございまして、12月の各常任委員会でも、本日提出する予定である資料であることをお断りした上で、参考資料といたしまして、ご覧いただいているところでございます。前回からの修正点といたしましては、冒頭に書いてございます説明の中で、「1」といたしまして、条例等定数の定義づけを行っております。また、「2」といたしましては、ここに書いておりますように実数のうち、表の中に実数、見直し前と見直し後、実数を記載させていただいておりますけれども、その実数のうち報酬を支払う必要のある委員数についてその実数の下に()書きで示させていただいております。また、先程も若干触れましたけれども、現行の実数と改正後の実数の差し引きも追加させていただいております。これから説明させていただく議案の中で順に見ていただければなという風に思います。

それでは、議案第61号の内容につきまして、説明をさせていただきます

ます。末尾に添付させていただいております要旨と随時、新旧対照表を見ていただきながら、説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。まず末尾の要旨でございますけれども、ここにも書いておりますように、本議案は斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱、以降、失礼ながら「審議会等要綱」と呼ばせていただきますけれども、この要綱に基づきまして、審議会等附属機関等の組織及び運営等につきまして、只今から申し上げます、見直しを行うものでございます。また、今回の見直しに併せまして、審議案件等に関しまして「広く高い識見を有する」分野からの委員の選任基準を、現行では「学識経験のある者」でありますとか「学識経験者」としたりと、各条例等によって、異なった用語で規定していたものを、「識見を有する者」と、用語を統一しようとするものでございます。

では、まず第1条でございます。「斑鳩町附属機関設置条例の一部改正」ということで、まず、「斑鳩町旅館建築審査会」と「斑鳩町遊技場建築審査会」とを統合させること、そして「斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会」につきましては、委員会の名称及び担任する事務内容を改正するものでございます。また、「斑鳩町営住宅入居者選考委員会」につきましては、廃止するものであります。具体的には、新旧対照表を見ていただきますと、1枚目をご覧いただきたいと思うんですけれども、この新旧対照表の1枚目でございますように、斑鳩町附属機関設置条例の別表の一部を改正するものでございまして、現行、右側の旧という欄でございますけれども、ここには「斑鳩町旅館建築審査会」とありますのを、改正後、左側でございますけれども、ここでは「斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会」とし、担任する事務内容を、旅館建築だけではなくパチンコ店等及びゲームセンターの建築に係る町長の諮問についても、審議の対象とすることとしております。また右側の旧の欄の「斑鳩町旅館建築審査会」の下段に表記されております「斑鳩町営住宅入居者選考委員会」につきましては、廃止することから、左側の新の欄には、表示をしておりません。また右に戻ってもらいますけれども、下から3段目にございます「斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会」につきまして

は、名称を左側の「斑鳩町特別支援教育就学指導委員会」とし、事務内容につきましても、対象を「心身に障害を有する児童生徒等」から新たには「特別な支援を必要とする児童生徒等」としております。

次に新旧対照表の2ページ目を見ていただきたいと思います。第2条関係の「斑鳩町防災会議条例」の一部改正の新旧対照表でございます。この事につきましては11月に開催されました総務常任委員会で、この新旧対照表では、改正内容が分かりづらいというご指摘をいただいたところでございますので、別に先程も紹介させていただきましたが、「参考資料」としてつけさせていただいておりますので、この「斑鳩町防災会議条例」の一部改正につきましては、本日お配りしています参考資料の方で説明をさせていただきたいと思います。「斑鳩町防災会議」につきましては、審議会等要綱第5条第1号の規定、これは、「原則として、委員の数を10人以内とする」というものでございますけれども、この規定に準じまして、委員定数を26人以内から10人減少させまして、16人以内とするものでございます。具体的には、町長が職員のうちから任命する委員の数を、15人以内から5人以内とするものでございます。今回の改正は、第3条第6項でございますが、これには、前項第1号、第2号云々がございますのに、その前項である第5項が表記されていないために、わかりづらかったのではないかとということで、第3条全文を参考として、記載させていただいております。

第3条は「会長及び委員」につきまして規定しておるところでございます。第5項で、委員の選出区分を定めているところでございます。第1号では、奈良県の職員。第2号では、奈良県警の警察官。第3号では、町の職員。そして第7号では、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、すなわち、郵便局や関西電力、又はNTT等の職員と規定されているという事でございます。そして今回改正しようとする第6項でいう、前項とは、この第5項のことになるという事でございます。従いまして第6項で言う「前項第1号」とは、奈良県の職員。「第2号」とは、警察官。「第3号」とは、町職員。そして「第7号」とは、郵便局や関西電力やNTTの職員を指すという事でございます。第6項中「それ

ぞれ2人、2人、15人以内及び3人」とございますのは、第1号の県職員が2人。第2号の警察官が2人。第3号の町職員が現行では15人以内。そして第7号の郵便局などの職員は、3人と定数を定めているということでございます。このうち、今回の改正では、第3号の町職員の定数を15人以内とあるのを、5人以内とするということでございます。ちなみに、現行の第3条第5項の第1号、(1)から第7号、(7)でございますけれども、これまでの委員を合計いたしますと、25人以内となりまして、これに会長1人を足しますと、26人以内となるわけでございます。そして、その内町職員の定数を今回の改正で10人減ずることとすることで、全体の定数が16人以内となるということでございます。第2条については以上でございます。

また申し訳ございません、末尾の要旨に戻っていただきたいと思えます。第3条の「斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例の一部改正」、及び第4条の「斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例の一部改正」につきましては、審議会等要綱第5条第5号の規定によりまして、委員の選出基準から町議会議員さんを除くこととするものでございます。また、用語の統一のために「識見を有する者」と改正するものでございます。

次に第5条でございますけれども、「斑鳩町旅館建築の規制に関する条例の一部改正」、及びその裏面になりますけれども、第6条の「斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部改正」につきましては、先ほど申し上げましたように、「斑鳩町旅館建築審査会」と「斑鳩町遊技場建築審査会」を統合させることから、それぞれの条例について、所要の改正を行なうものでございます。なお、統合の後でございますけれども「斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会」の運営等に関しましては、規則でもって別に定めることとしております。ちなみに、その規則では、統合後の委員数につきましては、5人以内といたしまして、町長が必要の都度任命し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとしておるところでございます。

次に、第7条の「斑鳩町都市計画審議会条例の一部改正」でございま

すけれども、斑鳩町都市計画審議会につきましては、審議会等要綱第5条第1号の規定に準じまして、委員の定数を、21人以内から12人以内と9人減少をさせまして、町議会議員さんの区分からの任命数を、現行4人以内から3人以内と1人減少させ、合計10人減少させるというものでございまして、これに係る条文を改正するものでございます。また、用語の統一のため「識見を有する者」と改正するものでございます。

次に、第8条でございますけれども「斑鳩町町営住宅条例の一部改正」についてでございます。先ほど申しましたように、「斑鳩町町営住宅入居者選考委員会」を廃止し、町営住宅の入居者の決定につきましては、「公開抽選」を前提とした選考とすることとすることから、所要の改正を行うものでございます。これは、現行の条例のもとでは、町営住宅の入居者の募集に際しまして、申込者数が募集戸数を越える場合、入居者の選考につきましては、斑鳩町町営住宅入居者選考委員会におきまして、住宅に困窮している度合いから順位を審議していただいておりますという事がございますけれども、実際にはその住宅困窮順位を決定しがたいという状況がございます。結果として公開抽選を行っておりますことから、この際、斑鳩町町営住宅入居者選考委員会を廃止し、公開抽選を前提とした選考を行うよう変更することとしたことによるものでございます。なお、特に住宅困窮度の高い方につきましては、町長が入居に関して、配慮することができる旨も新たに規定しているところでございます。

次に、第9条の「斑鳩町社会教育委員定数等に関する条例の一部改正」でございます。これは、社会教育委員の定数を、審議会等要綱第5条第1号の規定によりまして、15名から10人以内と改正するものでございます。

最後になりますけれども、第10条の「斑鳩町青少年問題協議会条例の一部改正」でございます。斑鳩町青少年問題協議会の定数を、審議会等要綱第5条第5号の規定によりまして、委員の選出基準から町議会議員さんを除くこととするものでございます。また、用語統一のため「識見を有する者」と改正するものでございます。なお、付則では、当条例の施行を、平成19年4月1日からとしておりますけれども、その施行日

におきまして、現に審議会等の委員の職にある方につきましては、その任期が満了するまでは、改正前の各条例によることとしております。

以上簡単ではございますけれども、議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお聞きしてまいりたいと思います。 松田委員。

松田委員 61号ですね、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の一部改正なんですけど、この中で特に第1条についてですね、必ずしもこの表が適当なんかどうかという事について疑問を持ちます。特に後の関係ですね、条例の2条以降の関係についてずっと書いてるんですけども、特に5条なり6条なりの主旨については、理解も出来るし改正をしようとする内容についても理解をするんです。それとの整合性から見て、第1条の関係についてこういう表現っていうのは本当にふさわしいんだろうかという、多少疑問に思います。特にこの附属機関の設置条例については、ここに書いてますように、平成12年3月定例議会で設置条例が制定をされているわけですね。それ以降、設置条例そのものは変わっていないのかなという風に思うんですけども、これ以降について、内容で変わったものがあるんでしょうか。

総務課長 別表の改正があったのかという事でございますけれども、それ以降改正はございません。

松田委員 それでですね、平成12年の3月議会でですね、かなり条例の改正が出てるんですけども、その際にですね、いわゆる斑鳩町附属機関の設置条例が制定をされる、その制定をした目的と言いましょか、そういうものについて、当時提案説明の中でも述べられているんですけども、

3つの項目があったと思うんです。附属機関の設置根拠を包括できる条例がない場合、それから目的達成のために一定期間において附属機関を設置する場合、町単独で特定の調査を行うために設置する附属機関、この3つの条件にはまると思うんですけれども、この3つの条件のどれに当てはまって、この設置条例のいう、別表が出来てるんでしょうか。

総務課長 この斑鳩町附属機関設置条例につきましての設置の理由でございますけれども、それまで、この12年の見直しを行うまでに、各附属機関の全部、今回と同様の見直しをかけたわけでございますけれども、その中に報酬を支払う根拠となる条例が制定されていないものについて、全部整理をしたという形で聞いております。従いましてそれぞれの条例において、条例のないもの、規則において、各審議機関等附属機関等の設置根拠がないものについて、全てこの附属機関設置条例に挙げていったという事でございます。

松田委員 あのね、12年3月に改正をして、それ以降改正はしていない、作られてそれ以降一切改正をしていないという事になっているわけですよ。としますと、平成12年3月議会で決めた町長局に関する関係は7項目、教育委員会の関係は3項目になったと思うんですけれども、それ以降は変わってないと先程言われているんですけれども、それ以降ですね、同じような形で改正する必要がなかったのかどうかということになってくると多少疑問があるような気がするんです。例えば教育委員会を所管にしてるんですけど、藤ノ木古墳の関係を入れてますね。その後ですね、中宮寺の関係を入れてますね。同じような性格のものだと思うんですけれども、なぜ中宮寺の関係などについては、この項目に入らないんでしょうか。

総務課長 中宮寺に関しまして、設置をしています史跡中宮寺跡整備検討委員会でございますけれども、これにつきましては、この中宮寺の整備検討委員会を設置するにあたりまして、個別の条例で設置するという形で根拠

を謳っておりますので、この別表には載ってこないという事でございます。

松田委員 今日、参考資料として配られている関係についてはですね、同じ項目を適用して、この藤ノ木古墳の関係を書いているわけですよね。そして、同じ項目でありながら中宮寺の関係を書いている、だから一応別表に書いていないんだと言うけれども、条件は同じなんですよね。むしろこれは、本当に別表という関係を言うんなら、別表の関係を本当に改めていかなければならんと、あるいは別表で条例があるとか、今日配られた関係を見ても、法令の関係それから条例、要綱、要綱の設定をしてるものが非常に多いんですけれどもね、要綱の設置は条例までは議会で審議をするんですけれども、それ以降の関係は、議会の審議というのは承認なり議決なんていうのは必要ないわけですよね。そして、要綱という関係は独自に事務担当の方で決めてしまうという関係になってるんですけども、性格的にはですよ。そしてその要綱で決める事は非常に多いという風に思うんです。そういう意味で当然ちぐはぐになってるんじゃないかと。いわゆる附属機関の設置条例、設置条例を作ってるんですから、本来設置条例を変えていかなきゃならん問題もあるにかかわらず、それはそのままになってきている。今回、別表だけを変えるという事について、ややこしい書き方をしてるんです。通常ですね、その他の関係で2条以降ずっと書いてるような関係の意図が十分に表せるようにしてあれば、私もどうこう言いません。だから目的は分かるんです、意図も分かるんです。ところが表現としては適当でないのではないかなという風に思うんです、別表の関係はですね。そして別表の関係をしてみると、同じような種類のものでありながら、別表に入れてるものと別表に条例があるからという事で全く入れてないもの、ちぐはぐになってきてるという風に思うんですよ、必ずしも一貫性がないというような扱いになってきているという風に思うし、そして、それじゃあこの条例を制定した時の、12年3月に言う、3つの条件のうちのどれに当てはまるんだろうかという事について、非常に疑問なんですよ。むしろこれなら、こういう

関係でくるなら、むしろこの設置条例そのものが要らんの違うかなという風にさえ思えると。ところが12年の関係でですね、見るとここにも言われてますように、いわゆる恐らく包括的な根拠規定がないという事を言うんだらうか、あるいは目的の一時的な事については分かるんですけど、町単独で特定の調査を行う、町単独と言えば単独でありますし、単独でないと言えば単独でないという事が言えるんですけど、この関係を全部見てもですね、今日配られた資料の関係を見ても分かりますように、法律で決めてあるものは根拠があるわけなんです。ですからこれは本来除外されるべきだろうと思うんです。それから条例で決めてるもの、条例になったのは議会の議決云々ですから、根拠がある。ところが規則とかその他の関係になるとですね、これは根拠がないという風に思うし、だからその辺が必ずしも整理が一貫してなくて、今回だけ処置をしようというところに無理があるんじゃないかなという風に思います。なんで旅館審査とパチンコなどの関係について、ゲームセンターの建築についての審査会の関係は一つにするという事については、承知してるんですから分かるんです。ところが、なぜ町営住宅と同じような関係のところに、パチンコはここに全然ないわけですね、別表に。別表にパチンコの関係もあれば、問題は特になかったと思うんです。ところがそれがないと、知ってしてるのか、意図的なのかどうか知りませんがもないと。ところがそのないものをここに合わせようとしてるところに無理がある。ところが合わせようにも入居者の関係というのは合いようがない、という事になるんですから、せめてこの分を尊重していくという立場に立つんなら、旅館審査会とパチンコの関係ですけども、その関係はここに書いてないから、どうもつじつまが合わんとは思いますが、斑鳩町の旅館建築審査会という、ここに書いてる関係、この下に改めるなら改めると、旅館及び遊技場建築審査会に改めるという事は分らない。ところが、これはパチンコの関係が別表にはないものですから、特にこう結びつけていく。ところが町営住宅云々というのは全く異質のものでありますから、これについては本来なら、主旨にも言われてますし2条以下の関係にも明らかにしていますように、いわゆる旅館と遊

技場の関係というのは統合してるわけですね。統合している、そして町営住宅の関係は廃止をしている。これについては、旧表の2項を削ると言うてるんですから、これはそのまま、関係を見るとこの部分になるわけですから、これでいいわけで。そうするとこの関係について、なぜ削るという事を言わないのか。言わないままにどっかで消えてしもてるという格好に今はなってくると思う。だからこういう条文整理の仕方があるんだろうかどうか。次に名称の関係はこれでいいと思うんです、名称を変えるだけです。ところが町営住宅の関係をここに付けるという関係についてはどうかという風に思いますけど、むしろこれは削除するところは、何とかの関係の方が条例としては意味が合うんじゃないかなと私は思うんです。ところが、個人的にも聞きますと公文書規定がどうのこうのとかいう事を言われているんですけども、こういう方法しかないんやと。ところが、なぜそれならこの公文書規定のどれにはまるんか知りませんが、もっと入れなければならない類似の関係について、ちょっと別表に入っていない。入っていないがためにこういう事になってきている、という事は一つの矛盾ではないのかな。そういう事で罷り通って根拠規定があると言うなら、むしろ設置条例そのものが要らんのではないかなというところまで遡ってしまう、という風な事になるという風に思うんです。だから必ずしも適当ではないという風に私は思うんです。主旨なりあるいは他の関係で言ってる事で十分事足りてるやないか、というように私は思うんです。だからそういう意味でこの別表中の改めの関係について、特に町営住宅の関係をこういう風に改めるという事については、意味が通じないというように、私は思うんです。

それからですね、特にこの、ちょっと時間として申し訳ないんですけども、これらの条例が平成12年3月に制定されたという事で、12年3月の審議の状況という事で議事録を調べてみたんです。そこでですね、特にその当時の議会も問題になったのはですね、町長がいわゆる提案説明の際に言ってるわけですね。特にですね、当時を思い起こしてみますとね、地方分権に伴い改正する議案として18議案を提出したという風に町長は言っています。委員会や審議会などの附属機関の規制の廃止、

緩和による見直しと附属機関の設置規定の条例化、条例化という事をずっと言ってですね、附属機関の組織や設置基準等が緩和される事になり、地域の実情にあった附属機関のあり方について、議会のご意見をお聞きをする中で見直し、検討を行っていく必要があると考えているところがあります。それから更に問題になったのは、また、附属機関の構成委員として議会議員の皆様にも今日参画をいただいて参りましたが、本来附属機関の役割を考えますと、附属機関の性格によりますが、原則として附属機関の委員として議員、町職員を除く事が望ましいと考えております。なお、議員皆様には従来にも増して議会における常任委員会や特別委員会において意見やご指導を賜りたいと考えておりますという風に町長は述べているわけ。ようにですね、いわゆる委員会とか審議会というものに、議員があんまり附属機関についてはあんまり入らん方がええぞ、と言うてるわけですね。我々は今日そういう風に主張してるんですけども。そう言いながら自分はどうかという事になって、色々問題になってきてるんですけども、そういう風に言っている。だからこれに関連してですね、次に、議案の説明のところでは議案第6号で斑鳩町附属機関設置条例についてであります、地方分権一括法の施行により、現行の各種委員会や審議会などの附属機関につきまして、法律や条例に設置規定のないものの整理を行い、当条例を制定する事により附属機関の設置根拠の明確を図っていくものであります、という風に言ってるんです。だから法律や条例に設置規定のないもの、ところが皆ほとんど設置規定にある、だから今回改正しようとしてる、という事からいって、そして具体的には先程言いましたように、附属機関の設置根拠法が出来ない条例の場合や目的達成のために一定の期間において附属機関を設置する場合、あるいは町単独の特定の調査権を行うために設置する附属機関について、設置根拠を明確にするもので、この条例で7つの附属機関を設置しておりますと。7つというのは結局、町長所属の関係だけを言っていて、教育委員会所属の関係は言っていないという風に読み取ったらいと思うんです。この事をめぐってですね、色々議会で議論をしています。特にご記憶もあると思いますけど、例えば町会議員とか町の職員という

のは入らん事にした方がよからうという事を言っているけれども、そうすると消防運営委員会などについて、半分ほど総務委員が全部入ってるけれども、それについてどう考えるか。それは現行のままいきますという風に答弁は得ているわけですね。それで特にこの場合は確認をしておきたいと思うんですけれども、今回ですね、社会教育委員会の委員の定数に関する条例の改正のところで確認をしときたいんですけれども、これもですね、特に12年3月議会の時には、公民館運営審査会の関係を廃止をして社会教育委員会に統合してるわけですね。そして公民館運営委員会の関係は17名だったものを全部改正をして、教育委員会の関係は15名ですから。そういう風に変えたところ。ところが今回の社会教育委員会の委員の数について改正するわけですね。これは、10条にも入ってるわけですし、10条で識見を有する云々、15名を10名以内に改めると。こういう事についてですけれども、特に公民館運営審議会の委員を廃止する事について、随分議論をされているんですよ。ところが社会教育委員会の委員にいくという事で、法が変わったからそういう風に変えられるんだけど、議会から選出をいただいている分については、そのままにしていきたいと考えておりますというように、教育長は答弁しているわけですね。そしてずっときています。社会教育委員会の中で従来のいわゆる公民館運営審議会の関係についての役割任務というのを、議論してきたような形というのは、そこに移行するだけだと。そして議員からは削除していないんだという風にも言ってるわけですね。そうやってきて、一応かなり議論が、議事録を見ても論議をされているんですけれども、そういう関係から見てですね、今回の定数削減について、議会の対応についてはどう考えておいでになるのか。いわゆる15を10にしてですね、そして議会は全く削除をするという事になるのかどうか、あるいは報酬という関係については別になりますけど、支給しないことにしてるんですから委員になってもどうこうはないと思うんですが、その辺がどういう風にお考えになっているのかという事だけ。10条の関係については、ちょっとそういう関係について、設定当時の関係から見て、どういう風に認識しておいでになるのかという事を念のために確認

をしておきたいという風に思う、これは確認をさせていただいたら結構なんですけど、あとですね、先程言いますように1条の別表の関係については、実情にそぐわんのと違うかなと僕は考えるんですけども、この辺についてやっぱりあくまでもこの事が正しいんだと、あるいはこうでなければならんのだという事があるんなら、一辺聞かせてほしいと思うんです。

委員長 今松田委員、質問の中で別表の表し方の仕方が意味が通じない、総務委員会でも色々ご質問あったと聞いてます。それとね、設置条例、12年3月、この時の目的、そしてその中での今の改正、設置条例の改正という事で話をされてますので、その辺をちょっと噛み砕いて説明していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

清水総務課長。

総務課長 後先になるかも分かりませんが、まず12年3月の時の設置条例の設置でございますけれども、この事につきましては、先程も若干触れたところでございますけれども、その時に12年の3月までにおいて、先程松田委員もお述べになられましたように、町長の議案提出説明の中にもあるように、要は審議会等附属機関等が法律または町の条例によって定められていない、設置されていないものについて、全部整理をした上で、それは一括して、この附属機関等設置条例に整理をしたという事でございます。その審議会等附属機関等の整理をされたものについては、町独自で調査するものであったり、目的を達成するために一定期間するものであったりというものでございますけれども、この整理された7つと3つの、合計10この審議会等附属機関等につきましては、それまでこの条例が出来るまで法律、あるいは条例では設置されていないというものをここで整理して、その設置を明確にしたというものでございます。続きまして、この第1条関係の改正本文について、ちょっと分かりにくいという事でございますけれども、この改正の方法についてでございます。特にこの本文の別表中、2つの欄を1つにしたという事で、斑鳩町

営住宅入居者選考委員会を廃止する事が見えてこないといった事がご意見があったと思うんですけれども、この条例の改正の方法には色々な方法がございまして、その方法が多岐にわたるという事もございまして、斑鳩町では斑鳩町公文例規定というのを設けておりまして、この中で別表の一部改正等についてはこうするんですよ、という形で規定をされているところがございます。この公文例規定そのものにつきましても、その頃の自治省でございましてけれども、現在の総務省の法制執務の手法、前例等々色々ございまして、そういったものを参考にしながら作り上げてきたものであるという風に聞いておるところでございます。今申し上げます別表の一部改正については、別表中〇〇を〇〇に改めるという方法を取らせていただいております。別表の改正の場合は改正を要する部分を抜き出して改めるものという形が原則という風になっているところがございます。ところで、この別表につきましても、新旧対照表を見ていただきながら説明をさせていただいた方が分かりやすいのかなと思うんですけれども、今回、たまたま斑鳩町旅館建築審査会、そしてその下の斑鳩町営住宅入居者選考委員会、これについて2つの表、引っ付いた形で表に載っております。こういう形でこの2つを改めるのでその2つを取り出してきて、この2つを次のように改めるという方法をとるわけでございますけれども、これが斑鳩町旅館建築審査会をそのままに、改正をしないという事で仮定をして考えていただきたいんですけれども、その場合、斑鳩町営住宅入居者選考委員会のみを廃止するという形の場合、どうなるかという事になるんですけれども、その場合の改正の方法も、斑鳩町営住宅入居者選考委員会を別表中、斑鳩町営住宅入居者選考委員会を削除するという形をとる方法と、その上なり下、もしくは町営住宅を挟んだ上下、旅館建築審査会とその下の斑鳩町賞じゅつ金等審査委員会を3つ持ってきて、その3つをこう改めるというところに、ここには町営住宅入居者選考委員会を抜いたまま載せるという方法があります。そういったら、3つのものが2つになるんで、これがなくなっただけかなと分かるんですけど、先に申し上げました別表中、斑鳩町営住宅入居者選考委員会を削除するという形にしますと、その後別表

の中に削除という文字が残るといふ形になるわけでございます。そういったいろいろな方法がある中で、私どもとしては、こういった今提案させていただいてる方法が一番ベターという形で考えまして、この表をこういった形でさせていただいたという事でご理解を賜りたいという風に思います。別表の中でもいろいろな別表がございまして、この別表に附属機関の名前の前に他の表でも結構ですけれども、1、2、3でありますとか番号がついている場合、それやったら別表中〇番を削除して、その次の各番号を上に乗せるといふ形にすれば、削除という事も残らないんですけれども、たまたまこの表にはその番号等もございませんので、どうしてもこういった形にしか出来ないという事でございます。以上です。

委員長 植村総務部長。

総務部長 社会教育委員会と、以前平成12年の時にちょうど議会運営委員会で色々と、その時も附属機関の関係での見直しをさせていただいた時期の事を私の記憶に残っておりますのは、公民館運営審議会のメンバーと社会教育委員会のメンバーが同じだったと思います。そうした事からそれやったらその中で統合してされたらどうか、というような事のご意見がある中でその当時統合させていただいた経緯があるわけでございます。そうした中で今日まで来たわけでございますけれども、今回の見直しの中で、議会の議員の皆様方の関係もございまして、先程表の中で課長が説明しておりますように、委員定数の12名を変更するものの中での見直しの中で、今回社会教育委員の皆様方においての、委員会においてのメンバーにつきましても改正させていただいたというようなものがございますので、そういった経緯があるという事で私は当時の事を思い浮かべてみますと、そうした事を記憶しておるところでございます。

委員長 先程の松田委員の質問の中で、別表の中に遊技場建築審査会とか、もう一つ、中宮寺のがないというようなご意見もあったんですけど、その事についての、もう少し説明が必要かなと。あくまでも12年3月に附

属機関等設置条例というものが条例が制定された時点で、目的に沿って私は遊技場建築審査会というのは他の法律または他の条例で特段の定めがあったので、これに載ってきてない。それを今回この別表で扱う時に、ちょっと意味が親切さというんですか、分かりにくいという表現もあったと思うんです。それらについては、こういう方法で別表を、第1条で今回の条例で改正してるという事で、目的がこういう形でなってくると。ただ、町営住宅入居者選考委員会は12年のこの時までには、それに基づく特段定めというのがなかったのだからここに載ってる。それを廃止するには、こういう形をとるのが一番分かりやすいという事で今、出しておられると思うんですが、それらについても、考え方というんですか、そういうのは、それでいいのかね、設置条例の別表を第1条でこういう具合に改正するという事で解釈していいという事でよろしいんですかね、再度ちょっと確認させていただきたいと思うんです。

総務課長

先に一つずつお答えしたいと思うんですけれども、史跡中宮寺跡整備検討委員会がこの別表に載っていないで、藤ノ木古墳整備検討委員会がこの別表に載っているという事についてでございますけれども、この藤ノ木古墳整備検討委員会につきましては、うちが持つてる史跡藤ノ木古墳整備検討委員会規則でそういった運営について定められているものしかなかったという事で、設置の根拠となる条例がなかった、もちろん、町独自のものとございますので、法律がないという事で、この規則にしか定めがないものについては、この12年の附属機関設置条例のそこには載っております。後で出ました史跡中宮寺跡整備検討委員会条例につきましては、これは平成18年6月に議決をいただいているものでございまして、これは整備検討委員会条例という形で議決をいただいております。この条例の第1条に史跡中宮寺跡整備検討委員会を置くという形で設置根拠があるという事で、この附属機関設置条例には載ってこないという事でございます。あと、この前発足いたしました国民保護協議会等につきましては、あれは言うまでもなく法律に設置根拠がございますので、ここには載ってこないといった事で、そういった整理でやっ

てきております。12年3月以降ですね、新たにそういった設置機関、審議会等附属機関を設ける場合は法律及び条例等でそういった設置根拠のあるものという形なので、それ以降、附属機関設置条例の改正はなかったという風にご理解をいただきたいと思います。

松田委員 端的にお尋ねをしていきますけどね、例規集にあります1025ページになってるんですけど、ここで別表がありますよね。この別表に基づくこの別表とですね、ここにありますよね、これにも基づいて色々書いてるんだと思うんです。この内容でですね、先程言いましたように、平成12年3月議会に提出された議案書では、この表とは違うんですよ。ここに書いてる、別表として議事録の中で綴ってある内容を見ましても、町長部局の関する関係は民生委員の推薦と消防団の団員の運営と消防補償審議会だけしかないわけなんです。あとの教育委員会の関係というのは、ここには3つ書いてるんですけども、一つの関係はですね、学校体育施設開放委員会の関係が別表の関係にはあるんですが、ここにはないんです。ところが、単独条例として、いわゆる学校施設整備に関する云々は単独として出てるんですけど、いずれにしてもごちゃごちゃになってるという風に、ちょっと整理がされていないという風に実は思うんです。だから、議会で提出をしている法案の主旨は一緒なんですけれども、ここで言ってる委員会の委員というのはこういうものですよという風に書いてる関係と別表があるんですけど、別表の関係と条例でいう別表と全然違うと。なぜこんなに変わってくるのかなという事なんです。だからそういう面が一つも整理されていないと。だからきちっと整理をしてくださいと。それから先程言いましたように、10条で改定をしようとする主旨は分かるんですけど、議会との関係について、公民館運営審議会の関係を廃止をしたという事で社会教育委員会に包含したんやと。社会教育委員会を減らしてるんやけども議員には関与してもらいますと言うてる関係について、今度また10名に減らすんですから全く関与をしないという関係になるかのような答弁だったように思うんですけど、それでは一体そういう風な関係についての制約があったんやけど、改めます

という事を言うんかという、今は全然言うてないし、そうなる
と論議不十分だったんじゃないかなという風にも思われるし、とにか
く調べれば調べるほど、曖昧むくとしていると。当然において、なおし
ておかなければならん問題は直していないままに、現行の関係をあてに
して、出してきてやっていると。だから私は先程言いましたように、1
2年3月以降に変わってるんですかと聞いたら、変わってないという事
で断言してるわけです。そうすると設置条例の関係というのは一つも変
わっていないはずなんです。ところが既に初めから変わってしもてる
という事ですね、議会の審議と。そういう関係についても、なぜ議案書
の関係とそういうものが変わってくるのか。議事録を見ますと、内容を変
えなきゃならんという事の見解について、あるいは変えますという関係
は一つもないわけです。ここに議案書も付いてるわけですから。そうい
う意味から見ても分からないというような事で、とにかく矛盾してるの
ではないかと。それから一つについては、旅館の関係を言うていながら、
この関係で、ところがパチンコの関係で同じものを統合するんだが、な
いからという事で、他のものが町営住宅の関係を入れている。町営住宅
の関係についても、この例規集にはありますけれども、提案説明の関係
の時にはない。という関係等等を見てきますと非常に矛盾がいっぱいじ
ゃないかという事を言うてるわけですし、先程何回も言いますように、
12年の改正の際にも問題もあると言いましたけども、そういう事の委
員の意見、議会の意見などについては十分聞いた上で対処をしていくと、
見直しなり何なりしていくという風にお答えになってるわけですね。1
2年3月議会の時でも当時の総務部長は今の収入役でした。それでも議
事録ではっきりしてますように、ここではそういうご意見を踏まえなが
ら十分見直し何なり検討していきたいと思えます、とこう言っている。
ちょっと話は余談になりますけれども、総務委員会の席で63号の審議
の際にもそういう事を答弁をしている。結局、それはその場逃れやない
かと、信用あんまりでけへんやないか、という事を私は言ったんですけ
ど、今回、12年の関係を言ってる関係などをその後整理をしながらき
てるんなら分かるんです。ところがそれを全然そういう事をせずに、全

く違う内容もあるという事でありながら、今回別表について、読み方が
そうでなければならんというような事を言ってることについて分からん
と、非常に私は疑問をもつと。ところが他の関係、2条以降にもその関
連する関係については言ってるわけですね。5条でも言ってますし、旅
館建築の条例改正をする事も言ってますしパチンコの関係についても条
例改正するという事も言ってますので、統合するんですと言っている。
この関係については分かるんですよ。だからそういう関係をなぜ別表の
ここには表れてこないんですかという関係などについて、どう物事を見
ていって分からんと、わけ分からんと。それはその都度整理がされてい
ないからではないのかなと。その事がここでいみじくも出てきてるん
ではないのかなという風に私は思うんです。改正しようとする意図なり何
なりという事は分かるんですけど、もう少し確認しなければならない事
項であると思います。解釈明確にしとかないといけないという関係が
かなりあるのではないかと、思うように思うんです。そういう意味から見
ると一体この今までの議会で審議してきた、しかも継続してきている、
あるいは関係があると言われる今回の各種条例の改正と、遡れば12年
になるわけですね。だから、その辺とがちょっと一致してこないとい
う関係。それから余談ですけども、旅館建築の関係について問題になっ
た、これは条例制定してという事で、たまたまその当時私も議員をさせ
ていただいておりますから承知をしているんです。ところがパチンコ
の関係の時代の関係になりますと、たまたま議員をしておりませんでした
ので、どういう経緯でこういう事になったのか分かりませんが、
出てきてる。そういう事についてももう少し議事録を調べてみようと思
ったんですけど、当時の議事録、私は持っていませんので分かりません。
従って、12年度の関係を見ると、ずっとかなりの議員の皆さんも言っ
ていると。そしてしかも、しばしば今日も問題になっている消防運営委
員会の関係などについても、その当時も質問されているという関係など
を見て、やっぱり前進をしてきたものとあるいは全く無視されてるもの、
あるいは全然触れずにきてしまって、定数だけの関係にいるもの。じゃ
あそういう関係について、例えば、あっちこっちいって申し訳ないんで

すけど、例えば公運審の関係などについて、いわゆる公民館の館長の任命の仕方についてさえも色々議論が出ている状態でありましてけれども、一体そういう事について、どう分析をし、あるいは判断をしながら今回の15名が10名になって、しかもその関係について、委員の選出の方法について色々議論があったんですから、初めに。そういう関係がどう活かされていこうとするのか、あるいは全く見越してしまうのか、という関係については、あまり僕は議論がなかったと思うんです、ほとんど議論をしていない、というままだに今日になって皆さんが見解という事で言うておいでになっている、にすぎないというように思うんです。だからそうなってくると、当時の関係者というのがまだおいでになることも事実なんですけど、全くそうでない人々が出てきて、いろんな珍解釈をしておいでになるという事については、納得せいと言われても私は納得できないという風に思うんです。ですから私自身は、あとは委員長が采配されると思います、処置をされるんだと思いますけども、この関係についてあまり時間を取ることは出来ないと思うんですけど、私は色々調べてみますと非常に矛盾してるように思うと、しかしそれでもなおかつ最低限この程度の事はなおせないかと言うんですけど、それもなおせないという事であるとするなら、事柄主旨としては反対ではない訳です。だから条例を改正しようとする、あるいは2条以降の関係についても、確認できればだいたい賛成なんです。ただ、表現があまり適当でないと言われるのがこの別表の関係だけだという事もありますので、後ほどこの整理をされる段階になる時がきたら、一応私の当然、態度としてははっきりして推せないという風に思ってるという事だけ、論議の段階ですから申し上げておきたいと思えます。

委員長

暫時休憩します。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時17分 再開)

委員長

再開いたします。10時30分まで休憩いたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長

再開いたします。13時まで休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

委員長

再開いたします。

休憩前に委員から色々指摘のありました議事録と議会の議決した結果と公布された条例等の食い違いについては、後日十分調査し、その結論を導いていくという事で、委員皆さん方に色々この議案についての取りまとめを諮りました。その結果、ただ今配布いたしました第1条をこのように修正するという事で取りまとめが出来ましたが、この事についてご異議ございませんか。

松田委員。

松田委員

委員長のご努力に感謝をします。議案第61号の第1条で斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、別表の部分の全文改正をする修正案については賛成をしますが、附属機関設置条例に規定する審査会等、附属機関については今後更に設置3条件を基本に見直しと必要な検討を要望したいという風に思います。これは特に検討内容ではありませんように、藤ノ木古墳の整備検討委員会などが属される、それに類似した史跡中宮寺跡の検討などの必要があるんかないのか、という事も含めて、これは例でありますけれども、検討する必要があるんではないかという事から次のような要望をいたしたいという風に思います。2つ目の関係については、色々ご苦勞をかけているわけでありましてけれども、12年3月議会で提出議案の第6号で可決した別表内容と例規集と収録さ

れている内容が著しく相違をしているという事について、議会との信用と信頼を維持するためにもどこにその原因があるのかを追求する事が必要であるし、再発を防止する立場からも重要であるという風に考えます。よってその原因の究明と再発防止策について厳格な調査を求めると同時に、その対応策については是非ご期待したいという次の要望事項を駆使したいという風に考えております。以上です。

委員長 今、松田委員からやはり今後の議会との信頼関係を重きに置いた要望を提案していただきました。委員長としてもまさしくその通りだと感じております。この点も含めて委員会としての要望といたしますので、今後理事者側におかれましても原因究明と再発防止、そのための対策を講じていただきたい、そして然るべき時、場所でそれについての釈明をお願いしたい、この事も議長にもお願いいたしておきますので、よろしくお取り計らいをお願いいたしておきます。

それでは第1条の修正案についてはご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは続けて審議に移っていきます。

第1条を除く第2条から第10条までについての質疑をお受けいたしたいと思います。

里川委員。

里川委員 議会の方からですね、出来るだけ町のこういった附属機関には参加をしない方が望ましいだろうという風に申し上げた結果、こういう風に出してきて整理をしてきていただいたんですが、万が一ですね、私はそういう事はないようにしようとは思ってるんですが、万が一いろんな団体に所属、委員がしていたり、また地域から推薦を受けたりして、こういう審議会等へ出るような状況が生じた時ですね、議員という身分ではなく、地域の代表、その団体の代表として出るんやという形を想定した場

合ですね、そういう時には取り扱いについてどのように考えているのかという事をちょっと提案者の方からの考え方を聞いておこうと思います。

総務課長　ただ今の質問は、議会議員が議会議員からの代表ではなく、地域の代表でありますとか、団体の代表で出てきた場合の報酬のあり方についてのご質問という風に理解させていただいてお答えしますが、この事につきましては、総務常任委員会に付託されております議案第63号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての、これについても別表改正をさせていただいたわけですが、その末尾に備考欄がございます。その備考欄におきまして、次のように位置付けをさせていただきます。議会の議員及び国または他の地方公共団体等の職員のうちから選出された者の報酬は、別表の規定にかかわらず支給しない、その別表というのは各審議会の委員さんの報酬を定めたものでございます。こういう備考でそういう事を謳っておりますので、議会の議員の場合はその他、そういう団体でありますとか、例えば自治会の代表で出てきていただいたとしても、議会の議員さんである限りは報酬は支給しないという事にしておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

委員長　他にございませんか。

委員長の方からと言うんですか、建設水道常任委員会でも建設水道常任委員として質問させていただいた点があります。第8条の関係で町営住宅条例の一部を改正する条例についての、新の9条の2項に、特に住宅困窮度の高い者について、入居に関して配慮する事ができるという項目で、旧の方の第9条第5項、その中でも心身障害者または生活環境の改善を図るべき地域に居住するもので、というような、心身障害者という方についての町長が優先的に選考して入居させる事ができるという、この項目はこの中に含まれるのかどうかという事で確認いたしました。色々建設水道常任委員会の中にも心身障害者のグループホーム云々の

話も議論されておりましたので、確認したところ、町長の方から含まれるという事をお答えをいただいておりますが、担当の総務課長の方でもその事は同じ認識なのかどうか、確認させていただきたいと思います。

総務課長 建設水道常任委員会での色々ご質問についても、私ども聞かせていただいております。今、委員長がおっしゃったような答弁もあったという風に認識をしているところでございます。

委員長 他にご意見、質疑等ありませんか。

(な し)

委員長 質疑を終結いたします。

お諮り致します。議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例については、第1条の修正部分を除いて、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議案第61号につきましては、当委員会として満場一致で、修正案を除く原案を可決すべきものと決定いたしました。

ただいま、議案第61号について可決すべきものと決定をいただきましたので、一括議題と致しておりました継続審査の②附属機関等の委員選出基準等の見直しについては、これをもって終了と致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

継続審査の②附属機関等の委員選出基準等の見直しについての審査は、本日をもって終了と致します。

理事者の方には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことと致しますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、理事者の皆さんにはご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

(午後 1時14分 休憩)

(午前 1時14分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、②付託議案の取扱いについてを議題と致します。

各委員会に付託されています議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思っております。

ただ今の議案第61号につきましては、皆様方のご協力のもとに修正可決という事で決定されておりますので、その点も含めてよろしく願いいたします。

総務常任委員会及び建設水道常任委員会に付託されておりました各議案は全て満場一致で可決すべきものとされております。次に、厚生常任委員会に付託されておりました議案第69号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第80号、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立については、討論となり、賛成多数で可決すべきものとされており、これ以外の議案につきましては全て満場一致で可決すべきものとされております。また、厚生常任委員会に付託されておりました、陳情第5号につきましては、採択すべきものとされ、最終日の本会議で厚生常任委員会委員の連名で意見書提案の発議がされることとなっております。

ります。また、これに関連してもう1件、意見書の提案が同じく厚生常任委員会委員の連名で提案されることとなっております。この取扱いにつきましては、のちほどご審議をお願いしたいと思います。このことから、議案第69号及び議案第80号については、本会議では討論となりますが、賛否の討論者は従来どおり、それぞれ1名とすることで確認を致しておきたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認を致しておきます。

他の議案で討論等を予定されているものがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、お聞かせをいただいておりますが、ございませんか。 松田委員。

松田委員

今の委員長報告のとおり、議案第63号、確かに総務委員会で満場一致で決まったんですけども、私も議案内容そのものについて反対ではないんですけども、より条例その他については明確化し、分かりやすいものにする事が本旨だろうという立場から、少なくともこの別表についても、削除項目を明確にした方がより分かりやすくなるのではないかという意見も述べております。ところが、事柄的には反対ではありませんので、採決の際にはその場に居合わせなかったという事で満場一致になっておりますので、本会議についても、整合性がないように思いますので、その場所に居合わせない状況になるという風に思いますので予め申し上げておきたいと思うんです。これは承認するとかしないとかいう問題ではないと思いますけど、そういう態度をとらせてもらいますので、議員の一人として誠に申し訳ないんですけど、そういう一つお願いをしておきたいと思います。以上です。

委員長

ありがとうございます。本会議場の退席につきましては、以前にも色々

ありますし、議論がありましたように、議長が許可するものでも、議会運営委員会でどうのこうのという事でももちろんないという事も、松田委員さんにも相談させていただいて、今のような発言でしておいた方がという事で進めていきたいと思えます。それでよろしくお願ひいたします。

他にございませんか。

(な し)

委員長

他の議案につきましては、討論等の予定はないと確認をいたしておきます。

次に、②の追加日程についてを議題と致します。

本日資料として配布をさせていただいておりますように、発議第10号、医師・看護師等の増員を求める意見書について、発議第11号、総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書についての2件が議員発議が提案される予定となっております。

この取扱いについてであります、各付託議案の採決が終了した段階で、各委員会の閉会中における継続審査の申出について諮ってもらう前に、議員発議として追加日程に上げ、順序を変更して審議をお願いすることにしてはと思えますが、そのように進めてもらってよろしいですか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

追加日程につきましては、各付託議案の採決が終了した段階で、各委員会の閉会中における継続審査の申出について諮ってもらう前に、議員発議として追加日程に上げ、順序を変更して審議をお願いすることで確認を致しておきます。議長には、よろしくお願ひをいたします。

他に、議員の皆さんから意見書等の提出を予定されているものはござ

いませんか。

(な し)

委員長 今のところ、議会運営委員さんの皆さんの中には議員提案をされる予定のものはないということで、確認を致しておきます。

以上で協議事項（１）平成１８年度第５回斑鳩町議会定例会については終わります。

次に（２）継続審査についてを議題と致します。①町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と致します。

先の当委員会において、議会運営委員会としては、複数常任委員会制度を取り入れていくことについて、一定の結論が出ていますが、各委員の方から具体的な委員会構成等についてご提案のお願いを致しており、本日資料として提出もしていただいております。まず、提出していただいております内容について、提出いただきました委員の方から少し説明を加え、ご意見を聞かせたいと思います。提出の順番に、少し説明をお願いしたいと思います。それでは提出していただきました順番で三木委員の方からまずお願いいたします。

三木委員 提出順という事なので、私の方から議会運営委員会の常任委員会のあり方について、簡単にまとめたので、それをご報告いたします。地方自治法第１０９条のもと複数常任委員会制にすることに当委員会に於いても、複数会制を提案するものです。複数委員会制という事で、４つほど提案させていただきました。①委員会を４委員会とする。②１人２委員会に属するものとする。③特別委員会を廃止する。④４委員会とする、これは①とダブリましたが、その４委員会は総務常任委員会、厚生常任委員会、建水・都市基盤常任委員会、産業・観光・広報常任委員会、この４つの委員会という事でご提案させていただきます。以上でございます。

委員長

ご苦労様です。

それでは一通り各委員さんに発表していただきまして、そのあとで色々すり合わせ等は、またあとでという事で、次に浦野委員の方でよろしくお願いいたします。

浦野委員

私の方からさせていただきます。複数の常任委員会に所属できることを採用し、次のように委員会構成を考えます。という事で、下へ行っていただいて（但し）の欄から、1）議員は4つの常任委員会の内1～2の常任委員会に所属するものとする。2）今までの都市基盤整備特別委員会は②建設水道常任委員会に、また広報発行対策特別委員会は④予算決算広報常任委員会を新設し、これへ統合するものとする。3）市町村合併審査特別委員会は設置し、全議員が構成する。という事で、常任委員会は上の欄ですが、総務、建設水道、厚生、そして新たに予算決算・広報という事で、定数につきましては総務が7、建水が5、厚生が5、予算決算・広報が5、各①②③より1名ないし2名。それと特別委員会は2つありまして、議会運営委員会、定数は5、①より2名、②③④より1名、市町村合併審査は全員、議長も含めて全員15名という事で考えました。

委員長

ありがとうございます。

それでは次に里川委員の方でお願いします。

里川委員

複数常任委員会制度を採用し、さらに、委員会主義での専門性を発揮できるように強化することを目指したいと考えています。またその運用が軌道に乗り、最もよい運営方法を協議したうえで定数のあり方についても考えるべきであるという風に考え、次の一般選挙では議員定数15名という事の中で、常任委員会はこれまで町村では4以内とされていたところ、平成12年には議会の権能を拡大する観点から制限を削除される改正があったという事も受け、考えてたんですが、とりあえず予算審査につきましては、この予算案の審議だけではなくて、その執行もしつ

かり調査していき、補正予算のあり方についても適正な判断、処理によるものかを審査できる事が望ましいという事から、この常任委員会を設置した方がよいという風に考えました。ただ、広報発行対策特別委員会については、どうあるべきなのかという事を非常に悩んだんですが、私は特別委員会としてそのまま設置しといたらどうかなと思いました。基本的には特別委員会の設置はしないという方向でいきたいと考えているところですが、所管の委員会だけでは十分な審議が難しいと判断されたものや、構成を考えた方がより専門的な審査、調査が期待できるというものについては、その時々状況や判断において設置をしてはどうかという風に考えております。そして、こういう構成の中から議会運営委員会につきましては、6名を定数として、副議長と各委員会の出来ましたら正副委員長のどちらかにでも入っていただく、そして更には政党所属というものは、これまで通り考慮されるものであるという風に考えています。議長につきましては、これまで通り、常任委員会では委員となられても、その他の委員会は全てオブザーバーという形で一応これまで通りの扱いでいかがかなという風に思っております。副議長につきましては、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会などの委員となられても、委員長には申し合わせにより就任をしないという事を、確認できたらいいなど。今議会でも、副議長でもあり委員長でもあり、そしてまたどうしても議会代表としての用事が出来たという時に、ちょっと時間的に心配した場面もあったんですが、出来ましたらそういった申し合わせというものを考えてみてはどうかなど。これはあくまでも私の一考えですので、先程委員長が言われたように、いろいろ皆様のご意見をお聞きした上でのすり合せをやらせていただいたら結構かと思っております。

委員長 それでは、中西委員、お願いします。

中西委員 私も当初、文書で出していただいた時は4委員会でいいのではないのかというような形で文書を出してございましたけれども、その中でちょっと考えましたところ、4委員会で全議員が参加、所属していただくとい

う形をとれば、2つの委員会に所属していただいて、その数でしたら、1つの委員会7名という形になってまいりますので、この7名という形で、もしその委員会の方で反対という形になった場合、最終、その採決をする場合が議長判断になってくるとも起こり得ると思いますので、今回その辺ちょっと人数的に考えさせていただきましたのが、委員会を5つの委員会で、人数を28名になるような形、これで1人で2つの委員会に所属していただける、というような形でこの書かせていただいている構成を考えたところです。

委員長

松田委員については、以前に出していただいた、この素案の中で15名とした場合、という事で常任委員会の構成を7名で、という事でよろしいでしょうか。

以前、最初に出していただきました討議素案の中の、議員定数を15名とした場合、常任委員会等の構成は7名で、 $3 \times 7 = 21$ という形で複数制を採用していこうという事で、ご提案いただきましたという事でご理解を賜りたいと思います。

それでは一つずつの事で議論していきますので、一旦、この委員会を休憩として、この場で皆さんに率直な意見を求めていきたいと思います。暫時休憩いたします。

(午後 1時32分 休憩)

(午後 2時35分 再開)

委員長

再開いたします。

休憩中に色々ご意見をいただきました。本件については、本日はここまでとし、引き続き審議をしていくことと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

本件については、引き続き審議を重ねていくことと致します。

尚、3月議会の条例改正に向けて、1月中には議運としての素案をとりまとめ、全協での意見をお受けし、3月議会前の議運で、改正案を確認する必要があります。このことから、1月中の議運開催と本日の皆さまのご意見を踏まえ、その時の検討案を正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように進めさせていただきます。

(2) 継続審査については以上で終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

本件については、以上で終わります。

次に(3)次期定例会等の日程についてを議題と致します。日程案について、事務局から説明願います。

事務局長

19年第1回の定例会、3月議会でございますが、初日が3月2日という事で素案をお示しさせていただいております。1日の日につきましては、毎月町の部長会を開催いたしておりまして、各町の行事予定等について確認する事項もございましたので、1日については避けさせていただきました。3月2日から23日という事で会期22日間で案を作らせていただいております。それから3日、4日は土日でございますので休会、5日、6日は議案熟読、また一般質問等の打ち合わせ等もございましたので、3、4、5、6、4日間でございますが休会とさせていただきました。7日水曜日、8日木曜日にかけて2日間一般質問を入

れさせていただいております。それから3月議会は予算審査特別委員会
がございまして、3日間の予定をさせていただいております。9日が
金曜日でございますので、土日を休会とさせていただきました。それか
ら12日の月曜日でございますが、毎月農業委員会がございましてこの
日は休会とさせていただいております。それで13、14という事で
予算審査特別委員会につきましては中3日空けて、14日までとい
う事で予定を入れさせていただいております。それから15日についま
しては午前中に中学校の卒業式が予定されておりますので、建設水道常
任委員会につきましては午後からの開催という事にさせていただいてお
ります。それから16日金曜日が厚生常任委員会、17、18の土日を
休会とさせていただきまして、19日が9時から総務常任委員会。それ
から20日でございますが、午前中に小学校の卒業式がございまして、
議会運営委員会を午後の開催とさせていただいております。21日が春
分の日、祝日でございますので休会でございます。それから22日につ
きましては議案等の整理をさせていただく日にちをとらせていただい
ております。この日午前中に幼稚園の卒園式も予定をされておりますので、
この2日間は休会という事で、最終日23日という事で、予定案を作成
させていただいております。一応正副委員長さんとの打ち合わせの中
ではこの日程案でお願いをしているという状況でございますので、ご審議
の方、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 日程案について、質疑、ご意見があればお聞かせいただきたいと思
います。 松田委員。

松田委員 こうならん仕方ないんかも分かりませんが、まだ予定議案が出て
ない状況ですけどね、予算の関係だけ云々よりも、僕は今度、総務委員
会などは3月議会ではかなりあるんかなというように思うんですよ。そ
れで、このあり方の関係がね、条例よりもむしろ規則の関係で、報告で
留まるという関係があるんか分からんけど、規則の関係でほとんどの集
約関係というのは、そういう事になってくると思うんですよ。ただ、名

称を読み変えるという関係だけの面ならいいんやけどね、見てみるとかなりの分があるんかなという感じがするんやけどね、そうするとまた今日のように迷惑かけて、議運すぐでしょ。かなり迷惑かける事にならへんのかいなという感じはすんねけどね、ちょっと議会開いてみないと分かりませんがね、とにかくこの3月議会はあまり数がないと思うんですわ、予算があるだけでなしに。自治法の改正の関係があって、かなりな面で波及するように思うんやけどね、これはただ思うだけの事で、分からんのやけど。まだあらかじめどんな事があって、どういう内容にしたいんやという事を相談も受けていないし、説明も受けていない状況ですからね、果たしてこれでいいんかなと、また迷惑かける事にならへんかなという、ちょっと気になんねけどね、どうなんでしょうかね。粗方こういう事でいけんのやろか。どやろ。あくる日やもんな、総務委員会のすぐ後になるやろ。ちょっと気になるだけの事でそんなえろ心配いらんという事ならそれでいいんやけどね。

委員長 老婆心であるように、総務委員会の人たちをお願いしておきます。それしか言われへんから。

松田委員 はいはいって言うてええわと言ってたら、今度中身が変わって告示されてしまったり、中身が変わったり条例集作られてしまったりしてるような状況の中でね、また同じようになってもかなんと思うしな。特に地方自治法の関係多いんでしょ、今度ね。12年の関係もそうなんです、地方自治法の地方分権の問題、関連18議案あってその中でこんな関係が出てくるんでしょ。そういう事からしても、もうちょっと審議する時間とかあるいは議論をする時間とかもらっとかんと、今までの経緯から見ても、確認もでけへんなと。それでもう出して来たものを、はいはい、はいはいって言うていいもんならそれでいいけどね。そういう事になるんやろうか、今度もそうならんと思うけどね、気付けてくれると思うけどね、ちょっと気になるんですわ。その辺こういう日程でいいんかなという事がちょっと気になんねけどね。決めかねるんやったらそれで結構で

すわ。とにかくそういう心配だけしてたという事を言うておきます。

委員長

局長、初日が金曜日で土日が使えないという事で2日空けてるという事で、今の松田委員の心配をちょっとでも払拭できるところまではいかないけど、しようとしたら、一般質問を6、7に持ってきて、この総務常任委員会を16日の金曜日に持ってきて、月曜日っていうのをクッション置けたらいいのかなと。

松田委員

ただ、問題色々あると思うけどね。日程がこのままで、本会議の関係で日程をこういう事にしといてね、いわゆるそれに入るまでのね、1月から2月になるんか知りませんがね、この間でのいわゆる閉会中の審査というのか説明やな、そういう関係をもうちょっときめ細かく、委員会で一回だけやなしに、2回とか何とかやっていくという事について配慮するという事も一つの方法かとは思いますが。だから、そういう事にしてもうちょっと詰めたように、委員会が出来るようにしといてもらわないとね、ちょっとこれでは、というように思うからね。2月では例えば総務委員会を早めにやってね、いつになるか分かりませんがね、そういう事でよく審議ができるような期間的あるいは余裕、あるいは町制の余裕というものがあれば、それでいいんかも分かりませんがね。そういう関係の事を言ってどうかという風に思いますから。

配慮しといてください。色々打ち合わせの段階で、関係のことを。

委員長

閉会中の委員会は委員長と局長の方でやってもらいますので、それらを配慮してもらうように、私の方からもお願いしときますので、よろしくをお願いします。

他にございませんか。

(な し)

委員長

次期定例会の日程につきましては、日程表のとおり、予定ということ

で、委員会として確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。次期定例会の日程につきましては、日程表のように予定ということで確認を致しておきます。

次に、(4) その他についてを議題と致します。

委員皆さんの方から質疑、ご意見等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。 松田委員。

松田委員 余計な事ですけどね、3月でもいいんですけどね、3月議会で収入役、一応名義変更になる事も事実やし、お辞めになるという事も言うておいでになりますよね。辞められることとの関係はどうこうないんですけど、いわゆる会計管理者を置かれる事になるんですけども、まだ現在、どういう付託になるんかという事ははっきりしないわけですよ、だからちよつと言いくいんですけど、いわゆる議会として関わる関係でいきますと、本会議の出席の関係をです、どういう格好になるのかなという関係がありますからね、予め言うといてもろて、それらについても、3月議会の関係の時に議会からはやっぱり収入役に代わってこういう者が出席する事になるのか、あるいはならないのか。あるいは今の言うように室長が迎えられるという事になるのか分かりませんし、それ辺でちよつといっぺんおさえといて下さい。それだけのことです。

委員長 私の方からも理事者側と確認という形で次回の時に発表できるようにしたらそのようにさせていただきたいと思いますので。

他、何か質疑、ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長

議長の方は。

(な し)

委員長

事務局から。 浦口事務局長。

事務局長

全員協議会の方で議長の方からお話があると思いますけども、実は先般、毎日新聞社さんの方から来年の町議選の取材の依頼が来ております。この前、奈良新聞さんからの取材の依頼があったと思うんですけども、20日の最終日に全員協議会が朝から開催されますので、その後に取材の方、またアンケートを書いて欲しいような事をおっしゃっておられましたので、全協終わりました本会議の間、あんまり時間ありませんよという事も言ってるんですけど、一応待機させてもらっておりますので、という事でお聞きしておりますので、ご報告だけさせてもらっておきます。全協の時には議長の方から他の議員さんの方にもお話をさせていただく予定をしております。

それからもう一件ですけれども、今日の資料の中で委員会の審査結果のところの一部印刷ミスがございましたので、申し訳ございません。議案第72号のところ、ちょっとダブってうっておりました。平成18年度一般会計補正予算(第3号)ですけれども、補正予算予算となっておりますけど、当日、審査結果の方については修正したやつをまた全協でお配りさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一件すいません。今まで色々ご審議をさせていただいております地方自治法の改正の関係ですけれども、この前県の方から施行令の方が決まったという事でレターケースの方には入れさせてもらってますけれども、11月24日に施行日、議会の充実等に関します部分は施行日決まってませんでしたけど、11月24日から施行という事で決まっておりますのでご報告させていただきます。以上です。

委員長

他に、質疑、ご意見もないようですので、その他については以上で終

わります。

なお、お手元に配布させていただいておりますように、当委員会における閉会中の継続審査案件について、そのように議長に申出を致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、議会最終日には、特段の審議をお願いすることがなければ、全員協議会の前に議会運営委員会は開かないということに致しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

もし、委員会開会の必要が生じた時は、正副委員長の判断で招集をさせていただくこともあるということをお含みをいただいております。

また、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会と致します。

長時間皆さんご苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午後 2 時 5 1 分 閉会)
